

近江八幡市公告

健康ガイドブック協働発行事業者の募集について、次のとおり行うので公告する。

令和8年7月1日

近江八幡市長 徳永 久志

健康ガイドブック協働発行事業者募集要項

健康・保健に関する各種手続きをはじめとする行政情報を掲載した冊子を官民協働事業として発行するにあたって、協働発行事業者を1社募集します。

1. 業務概要

1-1 事業名称

近江八幡市広告入り健康ガイドブック協働発行事業

1-2 仕様

別紙仕様書のとおり

1-3 履行期間

協定締結日から令和11年3月31日まで

2. 事業者の募集及び参加資格要件

2-1 事業者の募集

市は、事業者を公告およびホームページで募集するものとする。

2-2 事業者の参加資格要件

募集参加を希望する場合は次に掲げる要件を全て満たしていなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- (3) 本市から入札参加停止を受けている者でないこと。
- (4) 協働する事務を適正かつ確実に実施するに足りる事業規模を有し、かつ、経営状況及び財務状況が良好であること。
- (5) 代表者及び役員に禁固以上の刑に処せられ、その執行を終えるまでの日若しくはその執行を受けることができなくなった日から2年を経過しない者又は暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第

2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員及びそれらの利益となる活動を行っている者を含まないこと

3. 手続き

3-1 スケジュール

- | | |
|----------------|-----------------------|
| (1) 公開開始 | 令和8年7月1日(水) |
| (2) 質問書の受付期限 | 令和8年7月15日(水) 12時00分まで |
| (3) 質問書に対する回答 | 令和8年7月17日(金) |
| (4) 参加申込書の受付期限 | 令和8年7月30日(木) 16時45分まで |
| (5) 選定結果通知期限 | 令和8年8月13日(木) |
| (6) 協定書の締結 | 令和8年8月19日(水) (予定) |

3-2 質問及び回答

募集に関する質問については、次のとおり受付及び回答を行う。

- (1) 質問書受付期限
令和8年7月15日(水) 12時00分まで
- (2) 質問受付提出場所
〒523-8501 滋賀県近江八幡市桜宮町236番地
近江八幡市子ども健康部健康推進課 担当：浜野・福本
電話：0748-33-4252 FAX：0748-34-6612
電子メール：010836@city.omihachiman.lg.jp
- (3) 提出方法
質問書(第2号様式)により提出すること
※電話での質問は不可。
※質疑が無い旨の文書の提出は不要。
※FAX・電子メールも可とするが、送付した旨を必ず連絡すること。
- (4) 質問書に対する回答
回答期日：令和8年7月17日(金)
- (5) 注意事項
質問書の回答はホームページに公開することで行う。なお質問の回答内容は、本募集要項の追加または修正とみなすこととする。

3-3 参加申込に必要な書類

参加を希望する者は、次のとおり書類を提出すること。

- ① 参加申込書(第1号様式)
- ② 企画提案書
- ③ 納税証明書(未納のないことの証明)
- ④ 商業登記簿謄本又は登記事項証明書

- (1) 参加申込受付期限
令和8年7月30日（木）16時45分までに必着
- (2) 参加申込提出場所
〒523-8501 滋賀県近江八幡市桜宮町236番地
近江八幡市子ども健康部健康推進課
- (3) 提出方法
持参または郵送（書留郵便または配達証明に限る）とする。
なお、郵送の場合は未着、遅延が発生した原因の如何を問わず市は責任を負わない。
- (4) 提出の様式
 - ①参加申込書（第1号様式）
 - ②提案書は自由様式とする。但し、提案書の用紙サイズは原則としてA4版とする（A3用紙の使用も可とするが、その際はA4版に折り込むこと）
- (5) 提案書の記載すべき事項
 - (ア) 協働事業についての考え方・目的
 - (イ) 制作体制（総括責任者及び担当者も記載すること）
 - (ウ) 事業スケジュール
 - (エ) 健康ガイドブックの内容提案
※内容提案に際しては、2026年度版健康ガイドブックの内容を参考にすること
 - a) 発行ページ数（総ページ、行政情報ページ数、広告掲載ページ数）
 - b) 規格
 - c) 掲載記事案（行政情報、広告掲載イメージ等）
 - (オ) 広告掲載予定数及び広告募集計画（募集手順等）
 - (カ) 配布方法及び配布スケジュール
 - (キ) 当該事業と同様の事業実績（実績の中から3つまで選択し、成果品見本（写し可）を添付すること）
 - (ク) その他PR資料等
- (6) 提出部数
②については、正本1部・副本5部、①については1部。
- (7) その他
原則、資料の差し替え・修正は認めないこととする。また提出された提案書の内容について、近江八幡市より問い合わせを行う場合がある。

4. 協働発行事業者の選定

4-1 選定主旨

本事業は行政と民間事業者の協働事業として取り組むものであり、公平性及び公正性が求められることからそれらを十分に理解し、事業実績、実現性、信頼性等を総合的に審査し、最も優れた者を公募に応じた事業者の中から選定する。

4-2 選定方式

(1) 方法

(ア) 近江八幡市広告入り健康ガイドブック選定審査会（以下「選定審査会」という。）において提案書等の書面審査を総合的に評価し選定するものとする。

(イ) 選定審査会は、市の健康増進を主管する部長等をもって組織する。

(2) 選定手順

- ① 審査基準の各項目について事業者を評価し、最も評価の高い事業者を選定する。
- ② 評価点は配点設定をした評価項目ごとに評点するものとする。
- ③ 最上位者の合計点数が同点となった場合は、多数決により決定する。
- ④ 申込者が1社しかなかった場合であっても、(3) 評価基準による審査を行い、決定する。

(3) 評価基準

次の3つの観点から総合的に評価し、最も評価の高い事業者を選定する。また評価基準の項目及び配点（100点満点/委員）は次のとおりとする。なお、全委員の総評価点の平均が6割を満たさない場合は該当なしとする。

- | | |
|-----------|-----|
| ① 事業実施体制 | 20点 |
| ② 企画提案の内容 | 60点 |
| ③ 類似事業実績 | 20点 |

(4) 選定結果通知

選定結果は、全参加者へ郵送にて通知するものとする。

なお、選定結果についての問い合わせ等には一切応じることはできない。

5. 協定書の締結

協働発行事業者として決定された者は、市と協働発行事業に係る協定を締結するものとする。

6. その他

- (1) 書類提出後の追加及び修正は、一切認めない。また、提出された書類は返却しない。
- (2) 提出書類の作成にかかる費用については、提案者の負担とする。
- (3) 提案書は本事業の選定以外に無断で使用しないものとする。ただし、公平性、透明性を期すため近江八幡市情報公開条例等の規定に基づき公開することがある。